

第八十七條「正當ノ理由ナクシテ第九條ノ規定ニ依ル當該管吏又ハ職員ノ職務ヲ拒ミ若クハ妨ゲ又ハ其職務ニ對シ答辯ヲ爲サズ若クハ虚偽ノ答辯ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」中ニ「虚偽ノ答辯ヲ爲シタル者」次ニ「並ニ療養給付擔當者ニシテ療養給付ヲ拒ミタル者」ヲ挿入スル

健康保險法改正に伴ふ施行令並に施行細則制定に關する場合に對する附帶決議

- 一、勅令ノ政廢ハ勞働保險調査ニ關スル制度ナルガ故右調査會ノ組織ヲ改ムベシ
- 右委員中事業主側又被保險者ノ任命及ビ醫師側及ビ藥劑師側ノ任命等總テ同數タルベシ
- 二、工場法、鑛業法、適用範圍ノ公傷病ニ對シテハ工場法、鑛業法ノ既得權ヲ侵害セザル方法ヲ以テ被保險者ヲ遇スベシ
- 三、保險組合ノ理事長ノ選舉ハ選舉權及ビ被選舉權共勞資平等タルベシ
- 四、給付ハ最低限度ヲ規定スル方針ヲトルベシ
- 五、保險專屬ノ診療所ヲ設置スベシ
- 六、給付ニ關スル總テ手續ヲ簡單ニスルコト傷病手當金等ノ支給ハ事業主ノ立寄拂ノ制ヲ勅令ノ以テ定ムベシ
- 七、療養給付ニ際シ療養證明制度ヲ撤廢シ醫師ノ診察ニ際シテ、發行スル處方材料金額ヲ撤廢スベシ
- 八、家族ノ範圍ハ民法第九百五十四條ニ依リ被保險者ガ扶養ノ義務ヲ負フモノノ内トシテ家族ニ同居スルモノニ定ムベシ

社民衆黨所屬各種議員數 (昭和四年八月現在)

衆議院議員 四名、 道府縣議員 七名、 市會議員 五七名、 町會議員 九三名、 村會議員 二四二名、 合計 四〇三名、

昭和四年八月三日附議
昭和四年十月五日發行

本誌發行所 東京市芝區新富町一丁目八十九番地

編輯者 和田 清
發行所 東京市芝區新富町一丁目八十九番地
印刷所 東京市芝區新富町一丁目八十九番地

東京市芝區新富町一丁目八十九番地
東京市芝區新富町一丁目八十九番地